

平成23年4月1日から小学6年生まで入院費、通院費 全額助成！ 乳幼児等の医療費助成を拡大します！

和寒町では、子どもたちの健やかな成長を願い平成23年4月1日から乳幼児等医療費助成制度の通院分の対象年齢を引き上げ、入院・通院ともに小学校6年生までに拡大し医療費自己負担額の無料化を所得制限なしで実施しますのでお知らせいたします。

1. 対象者及び医療費助成の範囲と自己負担

平成23年3月末まで	平成23年4月（4月診療分）から
対象 0歳児～就学前の乳幼児 【医療費助成の範囲】 入院及び通院費 【助成額】 全額助成 対象 小学1～6年生 （12歳に達する日の属する年度末まで） 【医療費助成の範囲】 入院 【自己負担額】 町民税非課税世帯：初診時一部負担金 町民税課税世帯：1割負担（月額上限44,400円） 入院の場合の例 総医療費100,000円、 保険割合3割の場合病院で支払った金額31,200円 総医療費の3割30,000円 + 食事代1,200円 非課税世帯 町の助成金額29,420円 31,200円 - 食事代1,200円 - 初診料580円 課税世帯～医療費の1割を自己負担 町の助成金額20,000円 31,200円 - 総医療費の1割10,000円 - 食事代1,200円	対象 0歳児～小学6年生 （12歳に達する日の属する年度末まで） 【医療費助成の範囲】 入院及び通院費 【助成額】 全額助成 町民税課税状況に関係なく自己負担なし



注意 保険適用外の投薬・注射・容器代・診断料・食事代などは助成の対象となりません。入院の際には、加入している健康保険で「限度額適用・標準負担額認定証」の交付手続きをして、医療機関に提示してください。

2. 助成方法

4月1日から町内の医療機関等で受診するときは、必ず『健康保険証』と『乳幼児等医療費受給者証』を提示してください。なお、町外の医療機関を受診するときは、通常どおり病院窓口で自己負担分を支払っていただき、後日保健福祉センター窓口または、役場お客さま窓口で医療費助成申請を行っていただきます。



今回、新たに乳幼児等医療費の助成対象になる世帯には、申請書類を送付しています。まだ手続きをお済みでない場合は、必要事項を記入のうえ保健福祉課保健係まで提出してください。

なお、乳幼児等医療費受給者証については、申請書提出と引き替えで交付させていただきます。

3. 申請手続き

医療費を支払ったときは、次のものをお持ちになり、保健福祉センター窓口または、役場お客さま窓口で手続きをしてください。

（用意していただくもの）

病院で支払いした医療費領収書

印鑑（シャチハタ以外）

振込口座のわかるもの

乳幼児等医療費受給者証

高額療養費が発生した場合は、先に加している健康保険より高額医療費の支給を受け、後日支給決定書を添付して申請の手続きを行ってください。



詳しくは保健福祉課保健係（電話32 - 2000）までお問い合わせください。